

# 第19回 農業委員会総会議事録

平成31年1月25日開会

中標津町農業委員会

平成31年1月25日、第19回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

|     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 1番  | 長谷川 | 孝  | 二 |
| 2番  | 田中  | 洋  | 希 |
| 3番  | 竹村  |    | 聡 |
| 4番  | 武田  | 健  | 治 |
| 5番  | 田中  | 世  | 一 |
| 6番  | 瀧本  | 和  | 男 |
| 7番  | 須崎  |    | 智 |
| 8番  | 上原  | 房  | 子 |
| 9番  | 和泉  | 光  | 広 |
| 10番 | 後藤  | 田宏 | 幸 |
| 11番 | 高橋  | 正  | 一 |
| 12番 | 赤波  | 江信 | 二 |
| 13番 | 國光  | 達  | 男 |
| 14番 | 小林  |    | 亨 |
| 15番 | 中村  | 正  | 生 |
| 16番 | 笠原  | 康  | 博 |
| 17番 | 氏家  | 康  | 夫 |
| 18番 | 本田  | 信  | 幸 |

## 附議した案件

- (イ) 議案第 103号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第 104号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第 105号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 報告第 55号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ホ) 報告第 56号 農業経営改善計画認定について

## 本日出席した職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局 長 | 吉川 裕二 |
| 庶務係 長 | 桐島 秀一 |
| 農地係 長 | 葛西 利光 |
| 係     | 本田 文子 |

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第19回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。  
日程に入ります前に、私から一言ご挨拶申し上げます。

会長 みなさま明けましておめでとうございます。昨日、一昨日と1回荒れましたが、みなさん穏やかな新年を迎えられたことと思います。去年はみなさんご承知の通り、天候に振り回されまして、草の出来、作物の出来が非常に悪い年でございます。これも農家の使命ですので、みなさん怯むことなく前へ進んでいることと思います。新年を迎え農業委員会としましては今までと変わらず、いかに優良農地を次の世代に残すか、いかに集約をして効率的にしていけるかが、前提条件になりますけれども、個人の財産ということで、大変むずかしい中、現場でご苦労されていることと思います。また、これからは今までと違った要望も出てきております。中標津町農業委員会として、どういう形で地域の財産をどの用に残していくか、慎重に検討する年になると思います。その点は農地委員会を中心に議論をいただき、農地法も2転3転と変わって来ますが、その点は農政委員会を中心に意見を述べていくことも検討していく必要がありますのでよろしく申し上げます。本年は猪年ということで、いろいろおはなしはありますが、農家の立場からいけば干支は猪から始まって、作付けに例えられるものだと思います。種をまいて、2枚、3枚、4枚と葉が出て、穂が出て、収穫ができて、猪は最後の年ですから全ての収穫を終えて、今までの蓄積を蓄えて、次年度以降に向けての準備の年と言われております。農業を取り巻く面で、TPP11、日欧EPA等まだまだ先は見えませんが、少しでも感じられる一年で、次年度に向けての準備の段階にすることができればと思いますので、いろんなところで研修をされて、英知を養っていただいて、次の時代に対する、少なくとも助言

が出来るように研修ができればと思いますので、よろしくお願いたします。各方面協力をいただきながら、また一年進んでまいります、事務局にも努力をいただいて、前へ進みたいと思いますのでみなさんよろしくお願いたします。ありがとうございました。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 新しい年になりまして、もう1ヶ月近くが経ちますが、初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので、新年明けましておめでとうございます。本年最初の農業委員会ということで、町を代表しまして、一言ご挨拶を申し上げます。年末年始は天候にも恵まれ、穏やかな日が続き、農業委員の皆様におかれましては、ご家族ともども平穏な中で、新年を迎えられたことと存じ上げます。

皆様には日頃より、農地利用の最適化をめざし、優良農地の保全、新たな担い手の確保など、農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のために日々ご尽力をいただいておりますことに、改めましてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、昨年を顧みますと、やはり自然災害の多い年でありました。特に胆振東部地震がおきまして、厚真町始め周辺多くの町の中で非常に大きな被害を受けまして、一日も早い復興をお祈りするような日々が続いている状況でございます。また、さらにはその影響で全道的にブラックアウトということもおきまして、本町におきましても住民生活はもとより、酪農業などの産業経済にも大きな被害をもたらした訳でございます。今まで以上に日頃の防災に対する意識の向上が必要であると強く感じたところでございます。また、昨年末のTPPの発効、そしてEPAの発効により、酪農関連では牛肉の大幅な関税引き下げ、一部チーズの関税撤廃など、農家の減収や生乳需要の減少につながる懸念もあり、酪農を基幹産業とする本町にとりましても地域経済への影響は計り知れないものになると大変危惧しているところであります。今後もその動向に注視しながら、永続的な経営環境の維持に向け、関係団体と連携し、国等への要望を継続的に行なっている所存でございます。

改正農業委員会法の施行により、平成29年7月から新体制となりました農業委員会は、3年任期の折り返し地点を迎えております。引き続き、農業の現場における課題解決に向け、農地制度の的確な運用、優良農地の確保、担い手への農地利用の集積など、農業委員の皆様には、中標津町の農業発展のために、更なるご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。結びになりますが、中標津町農業委員会の益々の発展と、ご出席の皆様のご活躍・ご健勝をご祈念申し上げまして年頭のご挨拶とさせていただきます。本年一年どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。  
……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

10番、後藤田 宏 幸 委員。

11番、高 橋 正 一 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月21日の総会以降の会務につきましては特にございませんでしたのでご報告いたします。

議 長 以上で会務報告を終わります。  
日程3、議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。3ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇有限会社 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積12,219㎡ほか1筆。  
合計畑、33,334㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、  
近隣農家に所有農地を贈与するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を  
設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価  
格。無償。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇  
〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、4ページのとおりとなっ  
ております。この案件につきましては、当事者双方の申し出による贈与により所有  
権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第  
3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断い  
たしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第103号(2)について説明致します。  
5ページをお開きください。  
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 145,541 m<sup>2</sup>ほか 16 筆、畑 568,136 m<sup>2</sup>、採草放牧地 986 m<sup>2</sup>、合計 569,122 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 31 年 2 月 25 日から平成 41 年 2 月 24 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図については、7 ページ・8 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第 103 号 (3) について説明致します。9 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 41,563 m<sup>2</sup>ほか 18 筆、合計畑 578,457 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 31 年 3 月 1 日から平成 41 年 2 月 28 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図については、11 ページ 12 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第103号(4)(5)について説明致します。  
13ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積28,000㎡ほか1筆、合計畑28,921㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年2月1日から平成41年1月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭

7、見取図については、14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,610㎡の内41,670㎡ほか27筆、合計畑573,651.90㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴い後継者に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年2月1日から平成41年1月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図については17ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成31年1月9日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(5)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第104号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第104号「現況証明願」(1)について説明いたします。  
19ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。面積  
13,740 m<sup>2</sup>。利用状況、宅地。3、許可を受けようとする事由。地目変更登記のため。  
4、見取図は20ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
公簿が畑で現況が宅地となっていた土地について地目変更するものです。  
平成30年10月22日、第5地区推進班で、農地・採草放牧地以外の土地である  
ことを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第105号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利  
用集積計画の決定について」は申請者により取り下げられました。  
日程6、報告第55号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届に  
ついて」を議題に供します。  
(1)について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第55号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。23ページをお開きください。  
(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年3月20日付、中農委5第29-9号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂採取。5、事業計画の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成30年12月5日。7、完了検査につきましては、平成30年12月13日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第55号(2)について説明いたします。

24ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年3月20日付、中農委5第29-10号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成30年12月6日。7、完了検査につきましては、平成30年12月13日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第55号(3)について説明いたします。25ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年3月20日付、中農委5第29-11号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク採取。5、事業計画の期間、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成30年12月22日。7、完了検査につきましては、平成30年1

2月25日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、完了報告の写真にて確認したところです。現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程7、報告第56号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第56号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。  
議案の27ページ・28ページをお開きください。  
今回につきましては、平成30年2月8日～平成30年12月21日付けで認定のあった19件について記載しております。再認定14件、新規認定は5件となっております。以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第19回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 13時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年1月25日

会 長 本 田 信 幸

10番 後藤田 宏 幸

11番 高 橋 正 一